

## 社会福祉法人はるの里 2018年度 事業報告

### 1 社会福祉法人はるの里

#### ① 法人経営の原則遵守

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」を2018年度の事業遂行する際に遵守する。

#### ② 法人の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

#### ③ 法人役員

理事 6名

評議員 4名以上 (2020年 3月末まで)

監事 2名

⇒経過措置で評議員数5名で推移した。

#### ④ 評議員会・理事会の開催

2018年度の評議員会は、会計年度の終了後3カ月以内に1回開催するほかに必要がある場合に開催する。理事会は、決算書類および事業報告作成時期、次年度予算及び事業計画承認に関わる開催のほか、理事の業務執行状況の報告や法人の業務執行に関わり必要に応じて開催する。

⇒第1回理事会 2018年6月7日

議題：情勢・はるの里の状況・2017年度決算・2017年度事業報告と2018年度事業計画の遂行・法人強化と次期役員体制・定時評議員会の日時、議題について

出席：理事5名・監事1名

⇒定時評議員会 2018年6月28日

議題：2017年度決算、計算書類の承認・2017年度事業報告の承認

出席：評議員4名・理事5名・監事2名

⇒第2回理事会 2018年6月28日

議題：法人の強化と次期役員体制・事業計画の遂行と人材確保と育成・退職金規定など

出席：理事5名・監事2名・オブザーバー評議員4名

⇒第3回理事会 2018年11月14日

議題：情勢・はるの里の状況・法人の強化と次期役員体制・補正予算・退職金規程策定、就業規則改変

出席：理事6名・監事1名・オブザーバーの評議員3名

⇒第4回理事会 2019年3月28日

議題：情勢・はるの里の状況・2019年予算・2019年度事業計画・2018年度補正予算・京都市監査報告・就業規則等諸規則の改変

出席：理事5名・監事2名・オブザーバーで評議員3名

#### ⑤法人事務局会議の開催

理事会・評議員会開催時の議題と提案の整理と日常的な運営を円滑に行うために定期的に、また必要に応じて開催する。理事長・副理事長・所長の3人と、その都度、理事長が指名した法人役員により開催する。

⇒年間を通じて3回実施の実施にとどまった。5/21・10/3・2/28。

法人役員会前に議題や提案事項の確認をおこなった。また、はるの里の仲間・職員・家族の状況も伝えて共通認識とした。

#### ⑥法人役員体制の強化

・次の改選理事会で、役員の次世代継承とこれからはるの里を支えてくれる人事の選出をする。そのための準備の1年としていく。

⇒法人事務局会議、理事会・評議員会において次期法人役員について検討をすすめてきた。社会福祉法人が担うべき役割とはるの里の発展をあわせてどんな役員人事が求められるかを共通認識にして事務局会議にて具体的な候補者名を数名出して事務局が責任をもってあたることにした。

#### ⑦地域とともに歩む

・地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかる。

⇒6月23日の西京社会保障推進協議会主催の西京区民対象とした「なんでも相談会」に法人役員が相談・運営役として参加した。

⇒11月18日の「第20回はるの里まつり」実行委員会に法人役員も加わり地域住民との交流、障害者問題の啓発をおこなった。

⇒御陵谷町自治会の組長を1年間引き受け、地蔵盆はじめ地域住民の自治活動

の推進の役割を果たした。

### 生活介護事業所はるの里の運営

#### ① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

#### ② 定員・現人数

定員20人（契約人数17人） 4/1

⇒年度内の入退所なく、17人の仲間がはるの里を利用された。

#### ③職員体制

サービス提供職員配置（…常勤換算）

管理者1名（0.55人）サービス管理責任者1名（0.45人）医師1名（0.01人）

看護師1名（0.01人）生活支援員 10名（7.2人）運転手1名（0.6人）

事務職@名（0.05人） 4/1 当初（予）

⇒採用は正規1名・パート2名を年度内にできたが正規1名・パート2名の退職者を出した。職員の次世代継承、新たな事業のための人材確保を目標にしてきたが同じ人数（常勤換算）に推移した。

#### ④ 事業開始年月日

2009年9月1日

#### ⑤サービスの目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的におこなう。

#### ⑥運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつ、きめ細かな生活介護サービスの提供をする。

（サービス提供時間）

毎月曜日から金曜日の午前9時40分より午後3時40分までとする。

（サービス内容）

①相談及び援助 ②介護 ③生産活動 ④社会経験を豊かにする活動 ⑤健康の維持・増進の活動 ⑥食事の維持と提供 ⑦創作活動 ⑧送迎サービス

## ⑦主な設備

作業場兼食堂 2 休憩室 2 台所 2 トイレ 5 洗面所 3 お風呂 相談室  
会議室 事務室

## 今年度の重点施策

### ①人材確保と育成

- ・ 障害のある利用者の日中活動の充実と新規事業の展開をするために人材確保をすすめ、人材育成に力を入れていく。
- ・ とりわけ、今後を担う若い世代の人材確保と次世代継承の人材育成を積極的におこなう。
- ・ そのために引き続き、職場環境の整備をすすめていく。職員から意見を聞き、全般的な処遇改善をすすめる。
- ・ 職員各々が生き生きと働き、将来にわたって働き続けることができるように、キャリアパスを実現していく。また必要に応じてキャリアパスを改善する。
- ・ 今後のはるの里を担う人材育成をすすめる。そのために系統的な研修プログラムを実施する。とりわけ、新人職員育成に力を入れ、新人職員育成計画にもとづき育成の支援をすすめていく。
- ・ 職員の福祉の専門性の向上をはかるため、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家資格取得を支援していく。具体的には、有資格者からの試験対策アドバイス講座開催や資格取得のための受講料一部負担をおこなう。
- ・ 実務経験など研修条件を満たしている職員は、サービス管理責任者、相談支援専門員の研修を受講していく。

⇒職場外の研修派遣、職場内で実践を中心とした学習を継続して進めることはできた。若手職員の学びたいテーマに応えた設定が今後求められる。

⇒年度途中の採用者に対する職場内研修を個別に実施したが時間が限られてしまった。

### ②新たな事業として指定特定相談支援事業（計画相談）の実施をする。

計画相談を通じて、障害のある人たちが社会資源を活用しながらその人らしく地域で暮らしていく支援の構築をする。

⇒計画相談を担う研修を受けた職員は3名いるが、生活介護事業の職員配置との関係もあり、今年度も実施できずに推移した。

### ③働きやすい職場に

- ・ 職員の人材確保を安定的にできるようにしていく。
- ・ 就業規則や労基法にもとづいた働きやすい職場環境を整備する。

- ・ アニバーサリー休暇を積極的に取れるように働きかけていく。
  - ・ 職員の健康管理を充実させるために、健康診断の項目の拡充をすすめる。また、インフルエンザ予防接種の一部費用負担をおこなう。
- ⇒働きやすい職場環境の一環として、基本給の始まりを2号俸挙げた。それに従い、2号俸昇給をした。また、送迎や日中活動に携わる職員に運転手当を創設した。また、中退共の退職金以外にはるの里独自の退職規程を創設した。

#### ④その他

- ・ 家族の高齢化、障害のある仲間の加齢に伴う生活課題を共有し、生活支援の取り組みを実施するとともに地域の事業所との連携し、課題の解決を図っていく。
  - ・ 災害対策を強化して食料や備品の整備とともに、災害時の対応の学習をすすめていく。積極的に地域の避難訓練に参加をしていく。
  - ・ 単独ショート事業の実施にむけた計画を進める。そのために、障害のある仲間や支える家族の実態や願いを把握し、共有していく。
- ⇒家族の高齢化や病気、死亡等により家族の支えが困難になってきている家庭が増えている。また、仲間の加齢に伴う疾病やケガ等、命と健康を守る課題の解決が急務となっている。他機関と連携し、暮らしの支えの仕組みをつくってきたケースもある。はるの里として暮らしを支える事業の展開が求められていることは認識しつつ、日中活動を支えることで手一杯になり前に進めることはできなかった。
- ⇒地震・台風の災害が続き、「いつか」ではなく「災害による被害を被る」想定で、仲間のいのちを守る取り組みや避難計画が必要になっていることを認識した。食料の備蓄を行うことはできた。